

日 社 協 第 4 1 号
平成 2 9 年 3 月 2 1 日

正 会 員 殿

一般社団法人日本社会医療法人協議会
会 長 西 澤 寛 俊

監事の立候補について

日頃より当協議会の事業活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協議会は平成 2 5 年 1 2 月 9 日に社会医療法人協議会から一般社団法人日本社会医療法人協議会として設立登記され発足し、3 年 3 か月を経過しました。

今後とも、社会医療法人の健全なる発展のためになお一層努力して参りますので、会員の皆様のご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、平成 2 9 年度定時総会は 6 月 2 0 日（火）に開催いたしますが、この総会において監事の改選を行います。

監事の立候補届出は、一般社団法人日本社会医療法人協議会役員選出規程第 4 条に基づき所定様式により 4 月末日までに文章により会長に届け出ることになっております。

つきましては、監事に立候補する会員は、平成 2 9 年 4 月末日までに役員立候補届一式をご提出いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 監事定数

定款第 2 0 条により 3 名以内 です。

2. 届出方法

正会員 3 名の推薦を受けた監事立候補者は、様式第 1 号（役員立候補届）、様式第 2 号（候補者経歴書）及び様式第 3 号（候補者推薦書）を 4 月末日までに当協議会事務局にご提出下さい。

3. 締切日

平成 2 9 年 4 月 3 0 日（日）必着

4. 送付先

〒1 0 2 - 0 0 7 1 東京都千代田区富士見 2 - 6 - 1 2
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 事務局（担当 清、佐藤）
電話 0 3（6 2 6 1）0 1 3 8

一般社団法人日本社会医療法人協議会役員選任規程

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本社会医療法人協議会定款（以下「定款」という。）
第21条のほか、役員を選任について必要事項を定める。

(選挙権および被選挙権)

第2条 選挙権及び被選挙権（以下、単に「選挙権」という）は定款第5条第1号の正会員が有する。ただし、会長は前年度の会費を納入していない者については選挙権を停止することができる。

2 会長は役員を選任する年の4月1日現在の選挙権を有する正会員名簿を作成し、選挙管理委員会に提出する。

(選挙の期日および選挙の公示)

第3条 理事及び監事を選任するための選挙は、その選任する年の総会で行う。

2 会長は、選挙公示の書類とともに候補届出のための必要な書類を選挙権及び被選挙権を有する正会員に配布する。

(立候補の届出)

第4条 理事及び監事に立候補する者は、その選任する年の4月末までに文書により、3名の正会員の推薦書を添付のうえ、その旨を会長に届出なければならない。

2 立候補者が都合により立候補を辞退するときは、その旨を会長に届出なければならない。

3 前2項に係る届出書等は、次によるものとする。ただし、総会の決議により正会員以外から選任する監事については、次の1号及び2号を準用する。

- (1) 役員立候補届 様式第1号
- (2) 候補者経歴書 様式第2号
- (3) 候補者推薦書 様式第3号
- (4) 立候補辞退届 様式第4号

4 届出は、午前9時から午後5時までの間とし郵送を妨げない。ただし、締切り日時を過ぎた届出は無効とする。

(候補者一覧表)

第5条 会長は、立候補届を受理したときは、一覧表を作成し、選挙管理委員会に資格審査を委託しなければならない。補欠選出の場合も同様とする。

2 会長は、資格審査後の立候補者一覧表を役員選任が行われる総会日の10日前までに配布しなければならない。

(選出方法)

第6条 定款第21条第1項の規定に基づく理事は正会員の立候補者から総会に出席した正会員本人による無記名投票により選出する。

2 監事は理事会の推薦者から総会に出席した正会員本人による無記名投票により選出する。

- 3 届出等のあった役員候補者が定数を超えないときは、投票によらないで決定する。
ただし、定数に充たないときは、総会に出席した正会員の意見により補充選出することができる。

(投票用紙)

第7条 投票用紙は総会に出席した正会員本人1人につき1票とする。

- 2 投票用紙は、一般社団法人日本社会医療法人協議会印のある受付順に候補者名を記載された用紙とする。

(無効投票)

第8条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 投票用紙に記載されている候補者の上覧の□内に○印を定数を超えて付したもの
- (3) ○印以外の記号等を付したもの

(開票)

第9条 開票は選挙管理委員会が行う。

- 2 投票用紙及び投票用紙の記入が、本規程及び選挙管理委員会の定める方法に合致しない場合は無効とする。ただし、些細なミスがあっても投票者の意志が客観的に明白な場合は選挙管理委員会の決定によるものとする。
- 3 開票の終わった投票用紙は、30日間保管する。
- 4 選挙権を有する者で、事前に申し出があった者は開票に立ち会うことができる。

(当選者の決定)

第10条 有効投票数の過半数の票を得た候補者の中から得票数の多い順に定数以内を決定する。

- 2 有効投票数の過半数の票を得た候補者で最下位同点得票者がいる場合は、最下位同点得票者から再投票(1名記入)により決定する。
- 3 上記2によっても決定しない場合は、再投票の最下位同点得票者による抽選により決定する。抽選はくじ引きとする。
- 4 上記3の最下位同点得票者が総会を欠席している場合は事務局が代わって抽選する。

(開票結果の通知)

第11条 選挙管理委員会は、すみやかに候補者に当選の結果を通知する。

- 2 選挙管理委員会は理事及び監事の当選者名並びに候補者別得票数を会長に報告する。

(選挙管理委員会)

第12条 役員選出のため、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会の長及び委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年12月9日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年7月30日から施行する。

様式第1号

西暦 年 月 日

一般社団法人 日本社会医療法人協議会長 殿

所在地

社会医療法人名

立候補者氏名

役員立候補届

私は一般社団法人日本社会医療法人協議会 理事・監事 候補者として、立候補いたしますので、経歴書及び推薦書を添えてお届けいたします。

- (注) 1. 立候補役員名は該当役員名を○で囲むこと。
2. 候補者経歴書及び候補者推薦書は指定様式によること。

役員選出規程第2条第3項第1号(A4)

候補者経歴書

西暦 年 月 日現在

ふりがな 氏名		男 ・ 女	生年月日 西暦 年 月 日生
自宅住所	電話 () - () - ()		
社会医療法人名		役職名	
所在地	電話 () - () - () FAX () - () - ()		

学 歴	(最終卒業校名は卒業時の学校名とする) 年 月 日 卒 業	
主な医療 関係団体 の 現 職	年 月 日～現在	
	年 月 日～現在	
	年 月 日～現在	
	年 月 日～現在	
	年 月 日～現在	
職 歴		

様式第3号

候補者推薦書

所在地

社会医療法人名

立候補者氏名

上記の立候補者を御推薦致します。

1. 正会員氏名 印

2. 正会員氏名 印

3. 正会員氏名 印

西暦 年 月 日

一般社団法人日本社会医療法人協議会会長 殿